

令和元年度

決算審査意見書等説明資料

広島県歳入歳出決算審査意見書

広島県基金運用状況審査意見書

広島県公営企業決算審査意見書

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

広島県監査委員

目 次

令和元年度広島県歳入歳出決算審査意見書（概要）

第1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の趣旨	1
3 審査の実施内容	1
第2 審査意見	1
1 審査の結果	1
2 総括意見	1
3 留意改善を要する事項	2

令和元年度広島県基金運用状況審査意見書（概要）

1 審査の対象	6
2 審査の趣旨	6
3 審査の実施内容	6
4 審査の結果	6
5 運用の状況	6

令和元年度広島県公営企業決算審査意見書（概要）

1 審査の対象	7
2 審査の趣旨	7
3 審査の実施内容	7
4 審査の結果	7

《事業会計別》

1 広島県病院事業会計	8
2 広島県工業用水道事業会計	10
3 広島県土地造成事業会計	11
4 広島県水道用水供給事業会計	13
5 広島県流域下水道事業会計	15

令和元年度健全化判断比率審査意見書（概要）

1 審査の対象	17
2 審査の趣旨	17
3 審査の実施内容	17
4 審査の結果	17
5 健全化判断比率の状況	17

令和元年度資金不足比率審査意見書（概要）

1 審査の対象	18
2 審査の趣旨	18
3 審査の実施内容	18
4 審査の結果	18
5 資金不足比率の状況	18

令和元年度広島県歳入歳出決算審査意見書（概要）

第1 審査の概要（意見書 P 1）

1 審査の対象

広島県一般会計及び広島県証紙等特別会計など 11 の特別会計

2 審査の趣旨

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、予算は議決の趣旨にのっとり合理的かつ効率的に執行されているか、会計経理事務は関係法規等に準拠して適正に行われているか、財産の管理は適正になされているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

第2 審査意見

1 審査の結果（意見書 P 2）

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された一般会計及び 11 の特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確であると認められた。

また、一般会計及び特別会計に係る予算の執行、会計経理事務の処理、財産の管理などについては、一部に留意改善を要する事項があるものの、議決の趣旨、関係法令等にのっとり、おおむね適正と認められた。

2 総括意見（意見書 P 2～4）

○ 決算の状況

【一般会計】

（単位：円，％）

区分	平成 30 年度	令和元年度	増減額	対前年度比
歳入	966,619,266,150	1,012,532,962,390	45,913,696,240	104.7
歳出	951,085,689,043	993,750,902,827	42,665,213,784	104.5
差引	15,533,577,107	18,782,059,563	3,248,482,456	120.9

【特別会計】

(単位：円，%)

区分	平成 30 年度	令和元年度	増減額	対前年度比
歳入	616,692,411,306	564,414,670,701	△52,277,740,605	91.5
歳出	600,962,806,906	547,338,145,151	△53,624,661,755	91.1
差引	15,729,604,400	17,076,525,550	1,346,921,150	108.6

○ 本県の財政状況

財政構造の持続可能性を判断する指標である将来負担比率は 223.7%と、前年度を 3.4 ポイント上回り、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率も 96.3%と、前年度を 2.4 ポイント上回り、悪化している。

高齢化の進展等による社会保障関係費の増加や公債費の高止まりによる厳しい財政状況の中で、「創造的復興による新たな広島県づくり」に必要な公共事業費の大幅な増額に加え、新型コロナウイルス感染症対策のほか、経済の低迷などによる税収減が見込まれるなど、これまで以上に厳しい状況に陥ることが懸念される。

○ 総括意見

今後とも、事業の推進に当たっては、県勢の持続的な発展に向けた財政運営に努めるとともに、県民に対する事業成果等の説明責任に留意しつつ、次に掲げる事項について、継続的な点検と一層の改善を求める。

3 留意改善を要する事項

(1) 県勢の持続的な発展のための財政運営 (意見書 P5～6)

「中期財政運営方針」に基づき、経営資源の最適配分に向けた取組や将来にわたって必要な経営資源を確保する取組を進めている。

こうした取組を重ねてきた結果、令和元年度のプライマリーバランスは 34 億円の黒字となったが、令和 2 年度までに 1,822 億円程度縮減する目標が掲げられている実質的な県債残高については、計画を下回る縮減額となっている。

また、プライマリーバランスは、10 年連続で黒字を確保したものの、黒字額は前年度の 332 億円から大幅に縮小している。今後、更に財政状況の悪化が懸念されることから、県勢の持続的な発展に必要な経営資源を安定的に確保するため、プライマリーバランスの黒字の維持・拡大に努める必要がある。

一方、県債全体の残高は、2 兆 4,215 億円余と、前年度に比べ 199 億円余増加しているが、これは、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債などが増加したことによるものである。

臨時財政対策債の償還財源は、後年度の地方交付税に反映される仕組みであるが、将来にわたり交付税措置が確実に行われるか懸念されるため、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた地方交付税制度の抜本的な見直し及び償還財源の確保について、引き続き国に対し要望するとともに、県債残高などの将来負担額の着実な縮減に努める必要がある。

(2) 収入未済の早期解消と不能欠損の適正処分 (意見書 P6～10)

ア 収入未済額の縮減と新規滞納の発生防止

一般会計及び特別会計の収入未済額は、67億881万円余で、県税等の滞納整理の促進などにより、前年度に比べ6億8,620万円余、9.3%の減となっている。

引き続き、組織的な取組を一層強化し、収入未済の発生を抑制する取組を着実に進めるとともに、発生した収入未済については、債権の特性に応じた取組をより一層効果的に進めていく必要がある。

(ア) 県税

- ① 県税の収入未済額は、45億3,015万円余で、着実な滞納整理に努めたことなどにより、前年度に比べ3億8,304万円余、7.8%減少した。

引き続き、徴収対策の一層の推進に努めるとともに、徴税コストの縮減につながる取組について、検討する必要がある。

- ② 県税の収入未済額の64.0%を占めている個人県民税の収入未済額は、29億5万円余で、前年度に比べ4億4,242万円余、13.2%減少している。

個人県民税の徴収対策として、直接徴収や併任徴収による滞納整理の取組効果を検証しつつ、特別徴収一斉実施の取組については、市町と連携を図りながら、県の果たすべき役割を実施していく必要がある。

(イ) 県税以外

- ① 県税並びに県税に係る確定延滞金等を除く一般会計の収入未済額は、5億2,638万円余で、前年度に比べ1,096万円余の増となっている。収入未済額は依然として多額であるため、本庁と地方機関が一体となり、収入未済の解消に向けて、一層努めていく必要がある。

- ② 特別会計の収入未済額は、15億5,794万円余で、滞納繰越分の徴収に努めたことなどにより、前年度に比べ3億2,787万円余の減となっているが、依然として多額であるため、各債権管理マニュアル等に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、収入未済の解消に向けて、一層努めていく必要がある。

【収入未済額の状況】

(単位:円,%)

区分	平成30年度	令和元年度	増減額	対前年度比
一般会計	5,507,201,147	5,148,871,983	△358,329,164	93.5
特別会計	1,885,824,748	1,557,945,109	△327,879,639	82.6
計	7,393,025,895	6,706,817,092	△686,208,803	90.7

イ 不能欠損の適正処分

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、3億5,739万円余で、前年度に比べ1億1,758万円余の減であった。

不納欠損処分は、債権を消滅させるものであるため、債務者の所在や資産等の状況を十分調査するとともに、時効中断の措置を講じるなど、適切な債権管理を行った上で慎重に判断

する必要がある一方、可能な措置を講じてもお回収が見込めない債権の管理を継続することは、事務の効率性を損なうものでもあることから、県民に対して説明責任が果たせるよう、債権の特性に応じて債権管理状況等を十分検証するとともに、適法性や公平性を確保した上で、適正に行う必要がある。

(3) 契約事務の適正化 (意見書 P10)

委託役務業務の契約については、事務処理の公正性、競争性及び透明性の確保はもとより、最小の経費で最大の効果を得ることが最も重要であり、業務内容に応じて、公募型プロポーザル方式のほか、総合評価一般競争入札や一般競争入札等を含め、最適な契約方法を採用することが必要である。また、随意契約を締結する場合は理由を明確にするよう求めてきたが、これを受け、随意契約の留意点を整理し、周知が図られたところである。

引き続き、契約事務に当たっては、個々に契約方法が真に合理的で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるか十分検証することはもとより、委託役務業務の品質向上が一層図られるよう、チェック機能の強化やコンプライアンス意識の醸成に努めていく必要がある。

また、工事請負契約については、定例監査等において、不適正な事務処理が見受けられる都度、改善措置を講ずるよう求めてきたところであり、一定の改善が認められた。

今後とも、公共工事に対する県民の信頼を損なうおそれが生じないよう、適正な執行に努めていく必要がある。

(4) 補助金交付事務の適正化 (意見書 P11)

補助金の交付事務については、決算審査意見書や監査委員意見書などにおいて、適切かつ的確な実績確認を求めてきたところであるが、令和元年度に実施した重点行政監査において、間接補助金に関する規定を設けていないものや、要綱に沿った手続が行われていないものが見受けられた。

このため、改めて、広島県補助金等交付規則、各補助金交付要綱にのっとり、適正に交付申請及び実績報告がなされるよう、補助事業者への指導の徹底や実績確認の厳格化に取り組むとともに、事業完了前においても、適切な工事検査や事業遂行状況の確認などにより適正な事業実施の確保を図り、補助金の交付目的に沿った事業効果が得られるよう、取組を強化する必要がある。

(5) 財産の適正管理 (意見書 P11～13)

ア ファシリティマネジメントの推進

「広島県公共施設等マネジメント方策」等に基づき、引き続き、全庁的な共通認識の下、施設を必要なサービス水準で安全に持続していくため、県有施設全体の最適化を図り、最少の経費で最大の効果をもたらす取組を着実に進めていく必要がある。

また、職員宿舎の入居率は、令和2年4月現在で県全体では70.4%と、前年度より0.8ポイント悪化している。職員宿舎の管理については、棟や地区の集約化などの有効活用に向けた取組の更なる強化や、今後の活用が見込まれない場合は積極的かつ計画的に売却等の処分を進めるとともに、職員宿舎の個別施設計画を速やかに策定し、職員宿舎のあり方について早急に検討する必要がある。

イ 県有施設の安全管理

県有施設の安全管理については、決算審査意見書などにおいて、安全点検の着実な実施や不具合箇所の修繕などを求めてきたが、これらを受け、県では「県有施設安全確保ガイドライン」を見直すとともに、安全点検等を踏まえた県有施設の改修等を進めている。

将来にわたり、県民の望む施設が安全に利用できるよう、今後とも利用者ニーズの把握や施設コンセプトの見直しを行いながら、県有施設の安全対策の向上に向けて、全庁的に取り組む必要がある。

ウ 公有財産の適正管理

公有財産は県民から負託された重要な資産であり、また、県民への説明責任や行政改革の推進を図る観点から作成している地方公会計制度に基づく財務書類において、資産価値の適切な評価が求められるなど、公有財産の管理及び運用の重要性が高まってきている。

こうした中、公有財産の所管課による財産の異動に伴う公有財産台帳への登録が正確に行われていないなど、不適正な事務処理が見受けられたため、昨年度の決算審査意見書において、改善に向けて取り組むよう求めた。これを受け、公有財産の異動に係る事務手続が適正に実施されるよう、周知が図られたところである。

引き続き、公有財産の異動に伴って生じる契約事務や会計事務等の一連の処理の中で、公有財産台帳の登録事務が適時・的確に行われたことが確認できるよう、事務処理方法を改善するなど、公有財産の適正管理を行う必要がある。

(6) 適正な財務書類の作成と公表 (意見書 P 13)

ア 地方公会計制度への対応

国の要請を受け、平成 28 年度決算から統一的な基準による県全体の財務書類を作成・公表している。

統一的な基準による財務書類は、団体間比較を可能とするだけでなく、予算編成や公共施設マネジメントなどに幅広く活用できるものであることから、適正な財務書類の作成・活用に向け、専門的知識を有する職員の人材育成に取り組むとともに、県民への説明責任を果たすため、分かりやすい財務情報の提供に努める必要がある。

イ 特別会計における対応

地方財政法に規定している公営企業の事業に係る特別会計及び企業的運営を規定している特別会計については、経費とその財源となる収入のバランスに留意し、経営状況のより一層の透明化と、財務情報の的確な開示に努める必要がある。

令和元年度広島県基金運用状況審査意見書（概要）

1 審査の対象（意見書 P 6 1）

広島県市町振興基金

2 審査の趣旨

広島県市町振興基金の運用状況の審査に当たっては、運用に関する計数は正確であるか、基金の設置目的に応じて確実かつ効率的に運用されているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された運用状況報告書の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された運用状況報告書は、その計数が正確であり、基金の設置目的に応じて確実かつ効率的に運用されていると認められた。

5 運用の状況（意見書 P 6 2）

（単位：円）

区 分	平成 30 年度末 現 在 高	令和元年度中の異動の状況		令和元年度末 現 在 高
		増	減	
現 金	5,469,452,376	141,811,373	0	5,611,263,749
貸 付 金	192,748,537	0	141,083,916	51,664,621
計	5,662,200,913	141,811,373	141,083,916	5,662,928,370

※ 貸付事業は、平成22年3月31日で廃止されている。

令和元年度広島県公営企業決算審査意見書（概要）

1 審査の対象（意見書 P 1）

広島県病院事業会計

広島県工業用水道事業会計

広島県土地造成事業会計

広島県水道用水供給事業会計

広島県流域下水道事業会計

2 審査の趣旨

公営企業決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された5事業会計の決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確で、経営成績及び財政状態は適正に表示されていた。

また、事業の運営については、一部改善を要する事項があったものの、経営の基本原則の趣旨に従って行われており、おおむね適正と認められた。

《事業会計別》

1 広島県病院事業会計（意見書 P3～8）

（1）決算の概要

【収支状況】

（単位：円）

科目	平成30年度	令和元年度	増減額
総収益	25,826,942,494	26,019,689,736	192,747,242
総費用	26,641,463,233	26,297,080,649	△344,382,584
純利益（純損失）	△814,520,739	△277,390,913	537,129,826

令和元年度の純損失は、前年度に比べ減少しており、この主な要因は、材料費の増加とともにその他医業外収益が減少したことなどにより、経常利益が減少したものの、会計基準の見直しに伴う退職給付引当金不足額9億6,400万円余の特別損失の計上が終了したことによるものである。

（2）審査意見

第6次病院事業経営計画の期間満了まで、取組を着実に継続するとともに、地域における良質な医療の確保が図られ、持続的な病院運営が可能となるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

ア 地域医療構想等を踏まえた役割の強化

県の医療施策に合わせて、県立病院としての役割を発揮し、県民が安心して保健医療サービスを受けられるよう努めること。また、それぞれに担うべき役割や医療機能に応じた医療人材の確保に取り組むこと。

（ア）広島病院

県の基幹病院として、県全体を視野に入れた政策医療の中心的役割を果たすとともに、高度急性期を中心とした医療を担うため、広島都市圏における基幹病院間の機能分担と整合性を図りつつ、医療機能の強化等により一層取り組むこと。

（イ）安芸津病院

二次救急輪番制病院としての役割を果たすとともに、地域包括ケアの仕組みの構築に積極的に貢献するため、行政や地域の関係機関との連携を強化するとともに、在宅看取りを含めた在宅療養支援の充実や在宅復帰支援機能の強化に取り組むこと。

イ 経営基盤の強化

新型コロナの影響により、医業収益の減少が病院経営を圧迫する状況が見られることから、次の点に留意し、できるだけ早期に回復できるよう、より一層の経営基盤の強化に努めること。

なお、第7次病院事業経営計画（以下「次期計画」という。）の策定時期を先送りする場合においても、現行計画に沿った取組に空白期間が生じないように、今後の目標等を明らかにした上で、取組の継続に努めること。

(ア) 経営力の強化

- 近年、資金収支はマイナスが続き、内部留保資金が逡減していることから、会計全体の資金収支バランスについて十分に留意した上で、有形固定資産への投資判断を行うとともに、資金収支の改善に向けた取組を一層強化すること。
- 次期計画の策定にあたっては、事業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、医療機器更新や導入など、将来の資金需要の的確な把握に努めるとともに、より長期の資金収支見通しに基づいて、債務超過の解消など財務面における課題解決が図られるよう検討を進めること。

(イ) 増収対策

引き続き、診療報酬の改定や国の制度変更に応じた各種加算の取得等に取り組み、医業収益の増加に努めるとともに、新規入院患者のより一層の獲得や医療需要に応じた病床構成の見直しなどにより、多角的に増収を図ること。

(ウ) 費用合理化対策

材料費の増加傾向や人件費について、医業費用の構成比率の検証や類似病院との比較分析を行った上で、持続可能な病院経営に向けた費用合理化対策に努めること。特に、類似病院との比較において、人件費をはじめとする医業収益比率の合理化・効率化が進んでいない経営指標の改善に向けて更なる取組を行うこと。

(エ) 未収金対策の強化

中長期滞納債権に係る回収業務の外部委託などの取組を、今後も継続して実施するとともに、新規発生の抑制や支払案内などの初期対応についてより一層注力すること。

また、審査支払機関へ速やかに診療報酬の再請求を行うなど、未収金の長期化防止対策に取り組むとともに、審査支払機関による査定減の発生を削減するよう取り組むこと。

ウ 危機管理対応力の強化

(ア) 災害医療

広島病院については、基幹災害拠点病院として、DMAT隊の派遣や被災患者の受入など、引き続き災害時における継続的・効果的な医療の提供等に努めること。

また、安芸津病院においては、業務継続計画を本年度中に策定予定であるが、策定済みの広島病院も含め、業務継続計画が有効に機能するように、病院事業局全体で、平時において取り組むこと。

(イ) 施設の耐震化

安芸津病院旧棟の耐震化については、病院のあり方も含め、次期計画において方向性を示す予定で、耐震化対応検討専門部会において検討が進められているが、次期計画の策定が先送りされた場合であっても、早期に方向性を明確にすること。

(ウ) 設備等の防災対策

基幹災害拠点病院に求められる機能と役割を災害時においても効果的に発揮するため、浸水想定区域内に立地している広島病院については、老朽化した施設・設備等の計画的な更新を考慮しつつ、設備等の中長期的な防災対策に取り組むこと。

2 広島県工業用水道事業会計（意見書 P29～33）

（1）決算の概要

【収支状況】

（単位：円）

科目	平成30年度	令和元年度	増減額
総収益	2,786,045,379	2,742,137,859	△43,907,520
総費用	3,076,950,353	2,652,374,095	△424,576,258
純利益（純損失）	△290,904,974	89,763,764	380,668,738

令和元年度は純利益が生じ、前年度と比べ改善しており、この主な要因は、前年度、豪雨災害の影響等で増加した総係費（指定管理委託料）等の営業費用が減少したことにより、営業利益が増加したことによるものである。

（2）審査意見

今後の給水収益の減少、施設の更新需要の増加などの課題に対応し、良質な水の安定供給の継続に向けて、一層効率的な企業経営の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

<短期的な取組>

ア 広島県営水道経営プランに代わる取組

平成29年度以降、策定が見送られている「広島県営水道経営プラン」に代わり、「広島県営水道ビジョン」で掲げる経営方針に沿った取組を継続してきたが、ビジョンの最終年度に当たる本年度についても、水道事業の広域連携に向けた検討・協議の内容を踏まえつつ、残りの間、その実現に向けた取組を着実に実施すること。

また、今後、新たなビジョンを策定するまでの間も、効率的な企業経営の実現が図られるよう、必要な取組を不断に実施すること。

イ 経営比較分析表の策定

総務省から分析に必要な全国数値等が公表されたことから、同省の要請に基づき、本年2月に「経営比較分析表」を策定・公表したところであるが、公営企業の経営及び施設の状態を表す経営指標により、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状や課題を的確かつ簡明に把握できることから、これを、今後の経営の在り方や経営戦略の検討に積極的に活かすこと。

<長期的な取組>

ア 水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

「投資・財政方針」（平成28年3月策定）によると、給水収益の更なる減少や施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、将来的に予測される単年度赤字と資金ショートを避けるためには、大幅な料金の引上げや企業債の借入れを増やす必要があるなど、経営環境は厳しさを増す見通しとなっており、広域的な観点から施設・設備の最適化を図ることが一層重要となることから、水道事業の広域連携に向けた検討・協議の内容を

踏まえつつ、特に次の点に留意し、事業運営の効率化や経営基盤の強化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については、アセットマネジメント（資産管理）の確実な実践により、劣化の状況等を確認の上、安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 管路更新について、次期更新計画は、本年6月に策定された「広島県水道広域連携推進方針（以下「広域連携推進方針」という。）」に基づき策定することとしているが、今後の広域連携を想定しても二重投資となる可能性が低く、早急に更新が必要と見込まれる管路については、適宜、更新のペースアップを図ること。
- 水需要の減少が確実視される中、一定程度の災害対応能力を確保した上で、特に施設利用率の低い施設については、施設・設備のダウンサイジング（廃止・統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）など、水需要に見合った適切な規模に見直すことで、更新投資額の縮減を図ること。

イ 公民共同企業体の運営状況の検証

指定管理者制度を導入している広島西部地域水道用水供給水道、沼田川水道用水供給水道及び沼田川工業用水道において、その導入による水道管理技術の継承や、導入前後の経費面での効果などを継続的に検証し、県民への説明責任を果たすとともに、今後の経営形態の在り方等の検討に活かすこと。

ウ 危機管理体制の見直しと自然災害対策等の推進

東日本大震災や熊本地震における大規模な断水被害の教訓等に加え、平成30年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証結果を踏まえながら、指定管理者と連携した危機管理体制について、適宜必要な見直しを行うこと。

また、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、「広域連携推進方針」に基づく取組との整合を図りながら、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に基づく水道施設の強靱化対策の取組を着実に実施すること。

3 広島県土地造成事業会計（意見書 P51～55）

（1）決算の概要

【収支状況】

（単位：円）

科目	平成30年度	令和元年度	増減額
総収益	565,122,615	899,131,116	334,008,501
総費用	650,467,892	909,490,122	259,022,230
純利益（純損失）	△85,345,277	△10,359,006	74,986,271

令和元年度の純損失は、前年度に比べ減少しており、この主な要因は、土地分譲の増加などにより、営業利益が改善したことなどによるものである。

(2) 審査意見

近年、土地の分譲実績は順調に推移しているが、土地分譲収入で企業債を全額償還するのは依然として困難な状況である。令和2年2月の資金収支見通しによれば、前年度の見通しと比べ、本郷産業団地の造成工事の事業費の増加等により、企業債償還資金が不足する令和5年度で約19億円、企業債の最終償還年度である令和13年度においては約9億円の収支悪化が見込まれている。こうした状況を踏まえ、次の点について重点的に取り組まれない。

<短期的な取組>

長期未収債権の回収

債務者の経営状況等に応じ一定の回収は進められているが、未収債権額は依然多額であることから、引き続き債務者の経営状況の把握や債務者との協議などにより、速やかな回収に努め、財政状態の改善や今後の企業債償還資金の確保を図ること。

<長期的な取組>

ア 企業債の償還財源の確保

土地造成事業会計における企業債償還に係る資金不足に対応するため、一般会計から基金への積み立てが開始されたところであるが、企業局としても、県民負担を最小にするため次の点に取り組み、企業債の償還財源の確保に努めること。

(ア) 土地の分譲促進と未着手用地等の活用策の検討

- 当年度の土地分譲実績は、前年度に比べ分譲面積が増加しており、長期にわたり完売には至ってなかった佐伯工業団地やテクノタウン東広島が完売するなど分譲促進の取組が一定の成果をもたらしている。

引き続き、商工労働局や関係市町等と連携の上、企業ニーズに対応した誘致活動を行い、より一層早期分譲に努めること。

特に、立地協定を締結しているものの、未だ契約締結に至っていない区画については、商工労働局と緊密な連携を図りつつ相手先企業との協議を進め、早期分譲に向け取組を強化すること。

- 未着手用地や分譲率の低い用地については、一部において、大規模太陽光発電事業用地としての活用や、売却が進められているところである。今後も、未着手用地等について立地条件等の分析を詳細に行うとともに、商工労働局及び関連市町と積極的に連携を図り、土地の特性に見合った利活用や分譲を進めること。

とりわけ、20年以上の長期間にわたり未着手となっている用地については、保有及び管理に係る経費負担などの経済性・効率性の観点から十分に検討を行い、将来の事業化の可能性について、速やかに方針を決定すること。

(イ) 現金預金残高及び企業債残高の適正水準の確保

将来の県民負担を最小にするためには、内部留保資金を可能な限り企業債残高の縮減に充て、金利負担の軽減を図ることが望ましいと考えられることから、一般会計からの基金積立額を含めた将来の資金収支予測などを踏まえつつ、現金預金残高及び企業債残高の適正水準の確保に努めること。

イ 事業リスクの適切な評価

企業立地を巡る環境については、企業ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、また、新型コロナウイルス感染症などの影響による社会経済情勢など外部環境の変化が予想される。

企業局においては、これらの状況や県の厳しい財政状況を踏まえ、企業ニーズをより適切に把握する方法を検討するとともに、事業推進の判断基準となるリスクを適切に評価した上で、未成土地を含めた個別の土地について、今後の方針を検討すること。

4 広島県水道用水供給事業会計（意見書 P73～78）

（1）決算の概要

【収支状況】

（単位：円）

科目	平成30年度	令和元年度	増減額
総収益	10,868,175,697	10,748,073,857	△120,101,840
総費用	9,117,694,681	8,512,423,967	△605,270,714
純利益	1,750,481,016	2,235,649,890	485,168,874

令和元年度の純利益は、前年度に比べ増加しており、この主な要因は、前年度、豪雨災害の影響等で増加した取水、貯水及び導水費等の営業費用が減少したことにより、営業利益が増加したことによるものである。

（2）審査意見

今後の給水収益の減少、施設の更新需要の増加などの課題に対応し、安心・安全な水の安定供給の継続に向けて、一層効率的な企業経営の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

<短期的な取組>

ア 広島県営水道経営プランに代わる取組

平成29年度以降、策定が見送られている「広島県営水道経営プラン」に代わり、「広島県営水道ビジョン」で掲げる経営方針に沿った取組を継続してきたが、ビジョンの最終年度に当たる本年度についても、水道事業の広域連携に向けた検討・協議の内容を踏まえつつ、残りの間、その実現に向けた取組を着実に実施すること。

また、今後、新たなビジョンを策定するまでの間も、効率的な企業経営の実現が図られるよう、必要な取組を不断に実施すること。

イ 経営比較分析表の活用

総務省の要請に基づき、本年2月に「経営比較分析表」を策定・公表しているところであるが、公営企業の経営及び施設の状況を表す経営指標により、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状や課題を的確かつ簡明に把握できることから、これを、今後の経営の在り方や経営戦略の検討に積極的に活かすこと。

＜長期的な取組＞

ア 水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

「投資・財政方針」（平成 28 年 3 月策定）によると、給水収益の更なる減少や施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、将来的に予測される単年度赤字と資金ショートを避けるためには、大幅な料金の引上げや企業債の借入れを増やす必要があるなど、経営環境は厳しさを増す見通しとなっており、広域的な観点から施設・設備の最適化を図ることが一層重要となることから、水道事業の広域連携に向けた検討・協議の内容を踏まえつつ、特に次の点に留意し、事業運営の効率化や経営基盤の強化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については、アセットマネジメント（資産管理）の確実な実践により、劣化の状況等を確認の上、安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 管路更新について、次期更新計画は、「広域連携推進方針」に基づき策定することとしているが、平成 29 年度で終了した「第一次管路更新計画（平成 20～29 年度）」の一部未着工区間の更新と並行して、今後の広域連携を想定しても二重投資となる可能性が低く、早急に更新が必要と見込まれる管路については、適宜、更新のペースアップを図ること。
- 水需要の減少が確実視される中、一定程度の災害対応能力を確保した上で、特に施設利用率の低い施設については、施設・設備のダウンサイジング（廃止・統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）など、水需要に見合った適切な規模に見直すことで、更新投資額の縮減を図ること。

イ 公民共同企業体の運営状況の検証

指定管理者制度を導入している広島西部地域水道用水供給水道、沼田川水道用水供給水道及び沼田川工業用水道において、その導入による水道管理技術の継承や、導入前後の経費面での効果などを継続的に検証し、県民への説明責任を果たすとともに、今後の経営形態の在り方等の検討に活かすこと。

ウ 危機管理体制の見直しと自然災害対策等の推進

東日本大震災や熊本地震における大規模な断水被害の教訓等に加え、平成 30 年 7 月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証結果を踏まえながら、指定管理者と連携した危機管理体制について、適宜必要な見直しを行うとともに、引き続き、受水市町等との情報共有や協力体制の構築を進めること。

また、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、「広域連携推進方針」に基づく取組との整合を図りながら、「平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に基づく水道施設の強靱化対策の取組を着実に実施すること。

エ 広域連携推進方針に基づく統合等に向けた準備

県では、「統合による連携」に賛同する市町と、令和3年度に基本協定を締結し、令和4年度に企業団を設立、令和5年度からの企業団による事業開始を目指す予定としているが、公営企業における経営基盤の強化、経営の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、引き続き、国の動向や地域の事情などを多面的に考慮した上で、県内市町等との十分な調整を第一に、統合等に向けた準備を進めていくこと。

5 広島県流域下水道事業会計（意見書 P95～99）

（1）決算の概要

【収支状況】

（単位：円）

科目	平成30年度	令和元年度	増減額
総収益	—	8,440,863,279	—
総費用	—	8,357,971,932	—
純利益	—	82,891,347	—

令和元年度は純利益が生じており、この主な要因は、営業利益はマイナスとなっているものの、長期前受金戻入などの営業外収益がそれを上回ったことによるものである。

（2）審査意見

今後の処理水量の減少による処理施設稼働率の低下、汚水処理施設の老朽化の進行などの課題に対応し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に向けて、一層効率的な企業経営の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

<短期的な取組>

ア 広島県汚水適正処理構想に基づく取組

広域的かつ長期的な観点から、県全体の適正な汚水処理の方向性を整理した「広島県汚水適正処理構想」の目標達成に向けて、引き続き、流域関連市町等と調整を図りながら、流域下水道事業として果たすべき役割を着実に実施すること。

イ 経営比較分析表の活用

総務省の要請に基づき、本年2月に「経営比較分析表」を策定・公表しているところであるが、公営企業の経営及び施設の状況を表す経営指標により、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状や課題を的確かつ簡明に把握できることから、これを、今後の経営の在り方や経営戦略の検討に積極的に活かすこと。

＜長期的な取組＞

ア 流域下水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

公営企業会計における財務状況の試算によると、今後 10 年間の経営収支は、事業全体では黒字を維持する見込みであるものの、将来的に、減価償却費等に見合う収益の減少や施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境が厳しくなることも予想されることから、適正な維持管理や設備投資を行った上で、安定した経営を維持していくことが不可欠である。

このため、下水道事業の広域化・共同化に向けた検討・協議の内容も踏まえつつ、特に次の点に留意し、事業運営の効率化や経営基盤の強化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については、ストックマネジメント（資産管理）の確実な実践により、劣化の状況等を確認の上、安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 処理水量の減少が確実視される中、一定程度の災害対応能力を確保した上で、施設・設備のダウンサイジング（廃止・統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）など、処理水量に見合った適切な規模に見直すことで、更新投資額の縮減を図ること。

イ 危機管理体制の見直しと自然災害対策等の推進

東日本大震災における地震・津波被害や平成 30 年 7 月豪雨災害における洪水被害などを教訓に、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、県下水道公社と連携した危機管理体制について、適宜必要な見直しを行い、流域関連市町等との情報共有や協力体制の構築を進めるとともに、「社会資本総合整備計画」や「広島県汚水適正処理構想」に基づく流域下水道施設の防災・減災対策の取組を着実に実施すること。

ウ 下水道事業の広域化・共同化の検討・協議

広島県下水道事業広域化・共同化検討会において、本年度末を目途に「広域化・共同化計画」を策定する予定となっているが、下水道事業については、運営に係る組織形態等が市町ごとに異なることや、企業会計を導入していない市町も多いことから、広域化・共同化の具体化に向けた検討・協議に当たっては、引き続き、国の動向や地域の事情などを多面的に考慮した上で、県内市町等との十分な調整を第一に進めていくこと。

エ 資源・エネルギーの利活用の促進

今後とも、全国的な取組状況も参考にしながら、流域下水道施設の有する資源・エネルギーの利活用に努めていくこと。

令和元年度健全化判断比率審査意見書（概要）

1 審査の対象（意見書 P 1）

実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）

2 審査の趣旨

健全化判断比率の審査に当たっては, 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が, 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか, などの点に主眼を置き, 広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し, 関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに, 関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り, 重要な点において, 審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は, いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

5 健全化判断比率の状況（意見書 P 2）

区 分	令和元年度	前年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	3.75%	5.0 %
連結実質赤字比率	— %	— %	8.75%	15.0 %
実質公債費比率	13.8 %	13.6 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	223.7 %	220.3 %	400.0 %	

令和元年度資金不足比率審査意見書（概要）

1 審査の対象（意見書 P3）

病院事業会計，工業用水道事業会計，土地造成事業会計，水道用水供給事業会計，流域下水道事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計の資金不足比率

2 審査の趣旨

資金不足比率の審査に当たっては，各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が，「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか，などの点に主眼を置き，広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し，関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに，関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り，重要な点において，審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

5 資金不足比率の状況（意見書 P4）

区 分	令和元年度	前年度	経営健全化基準
病院事業会計	— %	— %	20.0 %
工業用水道事業会計	— %	— %	20.0 %
土地造成事業会計	— %	— %	20.0 %
水道用水供給事業会計	— %	— %	20.0 %
流域下水道事業会計	— %	— %	20.0 %
港湾特別整備事業費特別会計	— %	— %	20.0 %

(参考)

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲



